

行政視察報告書

この度、東京都多摩市及び千葉県柏市を視察した概要について、別紙のとおりご報告いたします。

資料その他については、事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

平成28年2月1日

議会運営委員会

委員長	播磨 博一
副委員長	加藤 勝義
委員	青山 豊
委員	佐々木喜一
委員	齋藤 光司
委員	菅原 正志
委員	佐藤 清春
委員	斎藤 勇
委員	小野 正伸
副議長	菅原 恵悦

横手市議会議長 佐藤 忠久 様

議会運営委員会 行政視察報告書

◎東京都多摩市（１月２８日）

調査事項 ①議員間討議について

②議会における行政評価について

【調査の概要】

①議員間討議について

多摩市議会では、議員間討議を請願陳情の審査における質疑の途中で行っている。質疑の途中で行う理由は、質疑を打ち切ったあとで議員間討議を行うと、その後、執行部に確認したいことがあってもできなくなるためとのことである。

議会基本条例を制定する前は、議員間討議は休憩を取って行っていた。しかし、現在は会議録に発言が残るよう休憩を取っていない。多摩市議会では委員会もライブ中継、録画中継を行っている。市民も情報を得やすい状況である。市民は本会議より委員会中継の方に興味がありそうだった。

議員間討議は議題の本質が明確になるという点では価値がある。しかし、議員は多様な意見を持っている。それぞれが主義主張を言い合うような場面になれば討議がかみ合わないものになってしまう。また、その後の討論との違いもわかりにくいという課題もある。各人が議員間討議の目的について認識を深めなければならないとのことだった。

②議会における行政評価について

多摩市はISO9001を取得し、PDCAサイクルによる事業の推進を図るため、事業カルテを作成した。これに伴い、議会でも決算を次年度の予算に連動させることを目的に行政評価を開始した。平成27年度からは、「事業の評価」から「施策の評価」へと評価の対象を変更している。施策を形成する事業を調査しながら、施策本体が順調に進んでいるかを評価する形であるが、それまで行っていた数字を追う「事業の評価」と政策の方向性を評価する「施策評価」をどう両立させるかが今後の課題とのことである。施策評価の初年度だった今年度は、「改善して継続」という評価が多かった。施策を実現するためにさまざまな事業が行われているが、事業数が多く十分な時間が確保できない現



状もある。増額、減額にも言及しなければならないことから、事業の優先順位に踏み込むこととしているが、まだそこまでできていない部分があるようだ。しかし、多様な考え方はあっても結果においては両論併記をしないこととしている。両論併記は行政としてどう受け取ればいいのかわからない。議会が施策を評価する意義は、行政側がなかなかできないことや言い出しにくいことを議会が提言していくところにある。平成 24 年からは評価結果を議決し、市長に対し予算に反映させるよう要請している。また、市長は議会にその結果を報告することになっている。

議会が市民から必要とされるには、議会が提案、立法（条例化）する姿勢を強めることも大事である。以前は、議会報告会で上げられた市民の声を当局に伝えて終わりだった。いまは、市民の声を立法できるものか各委員会で検討し、できるものであれば立法するようにしていこうというスタンスである。議会改革には議会事務局の強化も欠かせない。執行部は弁護士資格を持った法務担当職員を雇用しているが、今後、議会事務局書記として兼務ができないか検討をしていくとのことであった。

【所 感】

議員間討議の形として、賛否とは別に、さまざまな角度から意見を出し合うことは大事である。また、その形態として、執行部と議員、あるいは議会報告会における市民と議員などに広げていくことも検討の必要があると感じた。

行政評価について、議会側も縮小、廃止してもいいのではないと思う事業であっても、市民のことを思えばなかなか言い出せないところもある。しかし、人口減少が進む中で、例えば公共施設の維持管理費の増加などを抑えなければならないという課題は出てくる。将来予測の下、数年後には廃止するべきであるというようなことをしっかりと提言していかなければならない。

また、新規事業は時間をかけて議論するが、継続事業にメスを入れることは勇気がある。市民から何も意見が無ければ、それは継続に値する事業だという錯覚があるのかもしれない。行政評価は継続事業も含めて評価することが大事である。議会の評価により事業を縮小、廃止したことは成果だと思う。市民に数字を見せて、現状を理解してもらえるよう説明を尽くしていかなければいけない。

◎千葉県柏市（１月２９日）

調査事項 ①議員間討議について

②議場設備の充実（議会の見える化）について

【調査の概要】

①議員間討議について

柏市議会は、議会基本条例を制定しないと決定しており、規則改正は行わずに運用という形で議員間討議を導入している。

議員提出議案や委員会提出議案、予算組み替え動議などが本会議に提出されたとき、議員同士が互いに質問し、議論することとしている。また、質疑ばかりでなく自分の意見も言えることとしており、討論は省略している。議員間討議には制限時間を設けていない。質疑の答弁者は議員である。

また、意見書の提出も議員または委員会からの提案であり、会派間の考えも異なる場合があるため、議員間討議を行っている。

②議場設備の充実（議会の見える化）について

議場音響システムの老朽化により、平成 22 年に議場システムの全面改修を行った。

特徴的な設備として、押しボタン式投票システム（採決システム）、大型スクリーン、書画カメラが挙げられる。

議場の正面（議長席後方）には 150 インチのスクリーン、両側面には 65 インチのモニターが設置されており、わかりやすい議会の実現に向けての活用が図られていた。

押しボタン式投票システムは、各議員席に採決用のボタンがあり、それによって表決する。結果は正面及び側面の 3 つのスクリーンに表示され、各議員がどのような表決をしたかすぐにわかるようになっている。

また、演壇横には書画カメラが設置されており、資料や写真、物品などをスクリーンに映し出すことができるほか、パソコンの接続も可能となっている。

大型スクリーンの使用には事前に議長の許可が必要であり、基準も整備されていた。また、簡易な報告等もスクリーンを利用して行われており、ペーパーレス化にも寄与している。



【所 感】

議員間討議の中で意見を言えるという点は、議会における討論の形骸化からの脱却にもつながるものと思われる。

また、テーマが無いなかで議員間討議が行われれば議論が無秩序化される恐れがある。そのようなデメリットを意識し、柏市議会のように、どのような場合に議員間討議を行うかという基準が必要である。すべてに導入することは難しいと思われる。

議場設備における大型スクリーンや書画カメラが連動したシステムは、議員の質問ばかりではなく執行部の説明においても活用され、内容をわかりやすく伝えることができるものである。市民にとっても議会の見える化により議会審議がわかりやすくなるものと感じた。

